

介護支援専門員
協会ニュース2004.7.20発行
年2回発行発行所 徳島県介護支援専門員協会 阿波郡阿波町字北整理1 1 ☎0883 35 6085
徳島事務局 ☎088 669 3001 <http://www.netwave.or.jp/~tcma/>

介護保険制度の改正と自立支援のケアマネジメント

全国介護支援専門員連絡協議会

会長 木村隆次



介護保険制度における、居宅介護支援（ケアマネジメント）は、制度の理念である利用者本位を具現化するものであり、制度の要であります。このことは、制度施行4年余りを経過して、その意義と重要性は、さらに高まっているものと考えております。

介護支援専門員を制度に位置づけたことの意義は、要介護者・要支援者の選択により、介護支援専門員が、相談に応じ、サービスの利用に関わるケアプランをともに作成し、心身に障害がありながらも、自立を目指し、自己実現を図ることにあります。介護を必要とする方々に寄り添いつつ支援していく活動は、利用者本位の新しい時代を開くものと確信しております。

全国介護支援専門員連絡協議会は、2003年末に介護支援専門員実態調査を実施いたしました。さらに、2004年3月には、政策提言に向けた緊急アンケートを実施し、4月には全国集会を開催して、介護支援専門員の現状を踏まえた課題を検討いたしました。そこでの意見を踏まえさらに道府県会員に課題を提言し6月13日総会でその課題に対し議論検討しました。

その結果、ご利用者の代弁者である私たち介護支援専門員は、利用者が真に尊厳のある暮らしを実現できるように、現状の課題を整理し、よりよい制度になるよう社会保障審議会介護保険部会に提言させていただくことにしました。

介護保険制度の見直しに関する7つの提言

- 1 ケアマネジメントの質の向上
- 2 ケアマネジメントのプロセス評価
- 3 ケアマネジメントの公平・中立の確保
- 4 ケアマネジメントサポートシステムの構築
- 5 医療との連携システムの確立
- 6 軽度者に対する介護給付・介護予防のあり方
- 7 介護支援専門員の質の向上

この提言の詳細については、厚生労働省ホームページより6月28日の介護保険部会の議事録、資料を見ていただきたいと思います。

平成17年通常国会での介護保険法改正18年4月からの介護報酬改定にむけて協議会として調査研究をし各種課題に対しての対案を示し介護支援専門員の職能の確立のため頑張っていきたいと考えております。